

幼稚園における小規模保育事業の実施について

(前段)

○ 認定こども園が併設して小規模保育事業を行うことは可能か。

認定こども園は、3号認定子どもの受入れが可能であるため、ご指摘の場合については、小規模保育事業ではなく、認定こども園において3号認定こどもの定員を設定することが基本と考えられる。(国の自治体向けFAQ P63 Q15より))



昨年度より認定こども園併設の小規模保育事業は認めないことを事業者に説明している。

(本題)

○ 幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能か。

幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能。その際、専用部分を区分して必要面積を確保するなどそれぞれの認可基準を満たして運営することが必要。

(国の自治体向けFAQ P63 Q14))



本市の対応：幼稚園に併設して0～2歳児の定員を設定する場合、認定こども園になつていただくことが基本。



一方、現在以下のような状況である

- ① 本市の待機児童について、低年齢児、特に1歳児が非常に多い。
- ② 国からの指示で実施した私立幼稚園の意向調査では、小規模保育事業実施希望について調査している。
- ③ 幼稚園に小規模保育施設の併設を認めるよう団体から要望がある。



今後の大阪市の方針

【待機児童解消、国のFAQ及び私立幼稚園意向調査の趣旨を踏まえ、幼稚園における小規模保育事業の実施を認めてはどうか。】

ただし、以下のことが要件となると考えられる。

- ① 幼稚園認可基準及び小規模保育事業認可基準をそれぞれ満たす。
- ② 小規模保育事業として選定される。
- ③ 小規模保育事業として選定されたとしても、認定こども園（小規模保育事業を廃園し、1、2、3号の認定こども園）に移行する場合、再度選定される。